

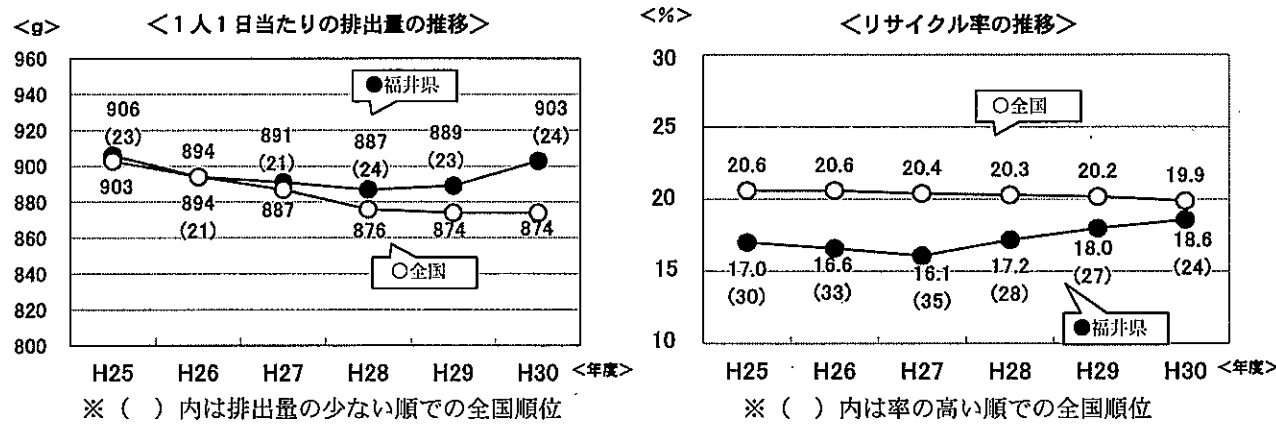
I 計画の基本的事項

〔計画期間〕令和3年度～7年度 〔基準年度〕平成30年度 〔目標年度〕令和7年度
 〔位置付け〕○廃棄物処理法第5条の5に基づく県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画
 ○食品ロス削減推進法第12条に基づく県内における食品ロスの削減の推進に関する計画

II 一般廃棄物の現状と課題

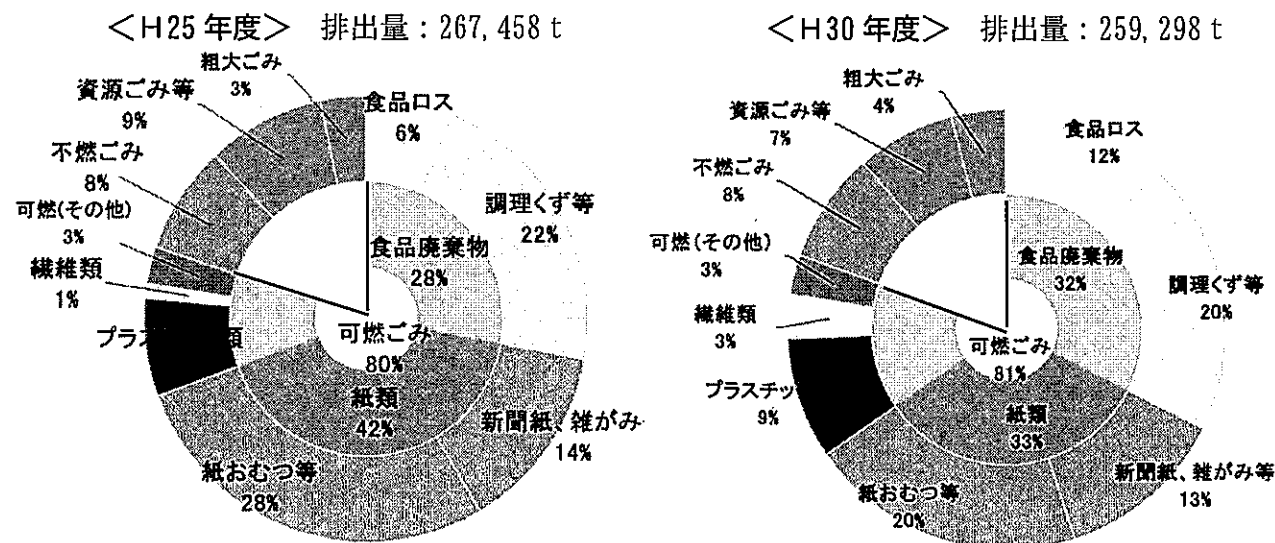
1 排出量とリサイクル率の推移

・1人1日当たり排出量はH29年度から増加、リサイクル率はH28年度から改善
 ⇒ごみの減量化が停滞しているため、県と市町が一体となった対策の強化が必要



2 種類別排出状況（H25年度とH30年度の比較）

・食品ロス（手つかず食品や食べ残し）は12%を占める
 ・リサイクル可能な紙資源（新聞紙、雑がみ等）は減少したもののなお13%
 ・プラスチック類は増加し9%を占める
 ⇒可燃ごみの中に減量化やリサイクルが可能な食品ロス、紙資源、プラスチック類が多く含まれていることから、これらに重点を置いた個別の対策が必要



※可燃ごみの内訳は、福井市内で実施した組成調査による割合
 ※食品ロスのH30年度は国の食品ロス調査手順書に基づいて行ったためH25年度との単純比較ができない。
 （「野菜など期限表示がない食品」はH25年度は「調理くず等」に含めていたがH30年度は「食品ロス」に区分）

III 一般廃棄物排出量等の目標

	現状（平成30年度）	目標値（令和7年度）
総排出量	259千t	231千t
（1人1日当たり排出量）	（903g）	（858g）
リサイクル率	18.6%	21.0%
最終処分量	29千t	24千t
食品ロス量	31千t	28千t
食品ロス削減に取り組む人の割合	78.5%（令和2年度）	85.0%

IV 重点項目と取組事項

ごみ減量化の取組み	<p>○県と市町が一丸となったごみ減量化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」でごみ減量化方策を協議 新・推進会議内に実務担当者による「ごみ減量化推進部会」を新設し、食品ロス、プラスチックごみなどの課題ごとに対策を立案し、県と市町が一体となり実施 新・市町ごとにごみ組成調査に基づく実効性のある「ごみ減量化実行プラン」を策定
食品ロス	<p>○おいしいふくい食べきり運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合婦人会と協働し、地域行事や保育園での学習会を通じて家庭での実践を推進 ・飲食店など協力店による小盛りメニューや持ち帰りの推奨など、外食時の実践を推進 <p>○食品ロスの削減対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新・使いきりレシピや冷蔵庫収納術などを広める人材を育成し地域での普及活動により、未利用食品の廃棄を削減 拡・スーパーや子ども食堂と連携したフードバンク活動の推進や、市町・団体でのフードドライブの普及・拡大により未利用食品を活用
紙資源	<p>○「雑がみ」分別運動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡・雑がみ回収拠点の普及と回収拠点内の一目で分かる表示により「見える化」を推進 拡・幼児から大人まで各年代に応じ、分別クイズや出前講座などを通じて分別実践を促進 <p>○事業所の紙資源の分別リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新・事業所から排出されるシュレッダー紙等の分別・リサイクルを推進
プラスチックごみ	<p>○プラスチックごみのリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新・プラスチック資源循環戦略に基づき容器包装と製品ごみの一括回収を検討している 国の動向を踏まえ、市町の回収体制を整備しリサイクルを拡大 <p>○使い捨てプラスチックの使用を最少限とするライフスタイルへの変革を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 拡・マイボトル利用者の拡大、脱プラスチック生活の取組みを推進 <p>○ポイ捨て防止対策を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て防止に取り組む事業者を拡大し、事業者と連携した取組みを実施
災害廃棄物への対応	<p>○災害廃棄物等の適正な処理体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に災害廃棄物処理計画の策定を促し、適正かつ円滑・迅速な処理体制を整備

福井県廃棄物処理計画の骨子（案）（産業廃棄物分野）

I 計画の基本的事項

〔計画期間〕令和3年度～7年度 〔基準年度〕平成30年度 〔目標年度〕令和7年度
 〔位置付け〕廃棄物処理法第5条の5に基づく県内における廃棄物の減量その他
 その適正な処理に関する計画

II 産業廃棄物の現状と課題

1 排出量・再生利用の状況

平成30年度は再生利用率が低下し、最終処分量が増加
 ⇒ 排出事業者に、排出抑制や再生利用等を促すことが必要

年度	H7	H15	H20	H25	H30
排出量（千トン）	2,789	2,978	3,525	2,895	2,943
再生利用率+減量化率(%)	90.1	97.2	97.8	97.8	97.3
再生利用率(%)	36.3	48.7	40.2	45.2	43.9
減量化率(%)	53.8	48.5	57.6	52.6	53.4
最終処分量（千トン）	264	80	74	63	81

2 不法投棄の発生件数

10トン以上の事案は減少しているが、10t未満が依然発生 ⇒ 監視体制の継続が必要

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
10トン以上	3	1	2	0	0	0	1
10トン未満	11	4	7	4	7	8	8
合計	14	5	9	4	7	8	9

3 県内の処理体制

県内において、産業廃棄物は概ね適正に処理されている。
 ⇒ 引き続き安定した処理体制の確保が必要

(1) 産業廃棄物処理業者等の推移

年度	H25	H30	R3. 1月
収集運搬業者	1,567	1,735	1,877
処分業者	150	140	140
優良産業廃棄物処理業者認定*	49	98	105

※遵法性、事業の透明性などの基準に適合した収集運搬業者、処分業者を認定

(2) 産業廃棄物処理施設の内訳（処分業者分）

年度	H25	H30	R3. 1月
破碎施設	72	75	76
焼却施設	12 (1)	10 (1)	9
最終処分場	安定型	6 (1)	4 (1)
	管理型	1 (1)	1 (1)
その他(脱水、中和等)	5	5	5
合計	96	95	95

() 内は福井県産業廃棄物処理公社の施設

III 産業廃棄物排出量等の目標

	現状（平成30年度）	目標値（令和7年度）
排出量	2,943千トン	2,943千トン
再生利用率+減量化率	97.3%	98.0%
再生利用率	43.9%	44.6%
最終処分量	81千トン	59千トン

IV 重点項目と取組事項

排出抑制、再生利用 および適正処理の推進

- 業界団体、産廃処理団体、行政による「産業資源循環推進会議」を設置
 新・建設業、繊維業など業界団体毎に、産廃処理団体、行政を交えた会議を開催し、プラスチックの再生利用に適した分別方法など、具体的な課題を解決し再生利用や適正処理を推進
- 多量排出事業者による自主的な減量化対策の推進
 ・年間500t以上の多量排出事業者に対し、減量化計画と実績報告の提出を求め、優れた取組みを研修等により広報・啓発
- 中小規模排出事業者に対する適正処理と課題解決への支援
 拡・中小規模排出事業者向けに、廃棄物の減量化や適正処理に関する研修を実施するとともに、分別や排出抑制の実務に精通した専門家との相談会を開催
- 県認定リサイクル製品の普及
 ・排出事業者向け研修会やイベント等での広報、県内の公共工事発注機関等を対象とした説明会等により、製品の品質や実績を周知し、利用を促進

不適正処理の防止

- 充実した監視・指導体制の確保
 ・産業廃棄物処分業者等に対する定期的な立入検査、市町や関係機関との共同パトロール等監視体制を継続

事業者の優良化

- 優良な廃棄物処理事業者の育成
 ・研修会を通じた「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の処理業者や排出事業者への周知・啓発等により、認定取得や認定業者の活用を推進

安定した処理体制の 確保

- 産業廃棄物処理業者に対する地域住民等の理解促進
 拡・廃棄物処理施設からリサイクル製品の使用現場を巡る見学会を開催するほか、地域の清掃活動など地域貢献に取り組む廃棄物処理業者を、動画配信などで積極的に情報発信
- 福井県産業廃棄物処理公社の運営方針
 民間による廃棄物処理を福井県産業廃棄物処理公社が補完し、県内の適正処理を推進
 ・安定型処分場は、十分な残余容量があることから、県内廃棄物の適正処理を推進
 ・管理型処分場は、県内廃棄物の発生状況や民間処分場の処理状況等を踏まえ、増設の必要性を検討